

46 室保存用

年少労働業務資料

8B-4 No.56

勤労青少年福祉対策基本方針

昭和 56 年 3 月

労 働 省

目

次

はじめに	1
第1 勤労青少年の職業生活の動向に関する事項	3
1 職業生活の動向	3
(1) 勤労青少年人口の推移と雇用の動向	3
(2) 職場生活の動向	5
(3) 余暇生活の動向	6
2 職業生活をめぐる諸問題	7
(1) 職場生活の問題	7
(2) 余暇生活の問題	10
(3) 指導者の養成の問題	13
(4) 国際化時代の問題	14
第2 勤労青少年の福祉増進に関する基本的施策	16
1 勤労青少年福祉に関する気運の高揚	16
2 職場生活の充実	16
(1) 職業選択の適正化	17

(2) 職業・職場適応指導の充実	1 7
(3) 基礎的職業訓練の受講機会の確保	1 8
(4) 労働条件面の整備等	1 8
(5) 意欲を高める制度、慣行の充実等	1 9
(6) 勤労青少年福祉推進者の業務の活発化等	2 0
(7) 勤労青少年福祉員の業務の活発化等	2 0
3 余暇生活の充実	2 1
(1) 公共の労働福祉施設の整備と運営の強化	2 1
(2) スポーツ活動の振興	2 2
(3) 文化・教養活動等の振興	2 3
(4) クラブ活動の振興	2 3
(5) 社会参加の促進	2 3
4 指導者の養成の充実	2 4
5 国際交流の促進	2 5

はじめに

勤労青少年福祉法は、昭和45年に制定され、以後、同法に基づく第1次及び第2次の勤労青少年福祉対策基本方針により勤労青少年の福祉に関する施策の方向を示しつつ、その推進を図ってきた。同法制定から現在までの10年間、大きな社会的、経済的变化の中で勤労青少年の福祉は着実に向上してきたが、残された問題もあり、更には豊かな社会の中で新たな問題も生じているとみられるので、今後はこれらの問題に対して従来の施策を深めるとともに、新たな取組みも必要である。

今後、資源エネルギー問題や貿易問題を中心とした国際経済情勢が厳しく推移し、以前のような高度経済成長が望めないと予想される一方、人口の急速な高齢化が進み、その円滑な対応のため、制度、慣行の見直し等が進められるものと考えられるとともに、国際経済社会の中で確固たる地位を築き上げた我が国の果たすべき役割はますます大きくなるものと考えられる。

一方、現在の豊かで成熟した高度の産業社会の中で、多くの人々が自己に合った生き方——ライフ・スタイル——を重視し、創造性ある個性豊かな人生に対する志向を強めており、勤労青少年もその例外ではないと考えられる。

しかしながら、勤労青少年を含む青少年については、物質的には恵まれた環境に生まれ育つてはいるものの急激な社会諸情勢の変化や価値感の多様化が進む中で、人生の目標を失い、自立心や氣力を欠くなど家庭、職場、社会への適合がスムーズに行われていない面もみられる。

以上のような状況において、職場で働く勤労青少年は、今後の我が国社会を担うにふさわしい能力と体力を備え、氣力を充実し、また、豊かな情操と隣人愛を養い、職場生活を一層意欲的に送るとともに、自由時間においても積極的に社会参加をし、働きがいと生きがいを持ってたくましく生きることが一層期待されているものといえよう。

この方針は、基本的には第1次及び第2次の勤労青少年福祉対策基本方針を受け継ぎ、各種施策の有機的な関連性を高めつつ、社会参加や国際交流の促進等の新しい方向を加えて、今後是非とも実現すべき勤労青少年福祉対策の基本を定めるため策定するものである。

本方針の運営期間は、昭和56年度から昭和60年度までの5箇年間とする。

第1 勤労青少年の職業生活の動向に関する事項

1 職業生活の動向

(1) 勤労青少年人口の推移と雇用の動向

15歳から24歳までの青少年人口は、従来から減少傾向を示し、昭和55年に1,612万人となったが、その後徐々に増加して昭和60年には1,716万人となると推定されている。

高度経済成長下で後期中等教育は急速に一般化した。安定経済成長へ移行した後も高等学校への進学率は伸び続け、昭和55年には過去最高の94.2%に達している。一方、高等教育については、勤労者世帯の所得の上昇はあるものの学歴別生涯所得格差の縮小傾向、自己に合った暮らしをしたいという風潮が高まりつつあること等を反映して、高等学校から短期大学、大学への進学率は横ばいで推移しており、昭和55年で男子41.3%、女子33.3%であり、この傾向は続くものとみられる。しかし、専修学校への進学者は、専門技術教育への志向の高まりを反映して増加を示しており、この傾向も続くと思われることから、高等教育の内容の多様化は進むものと予想される。

このような情勢から、15歳から24歳までの青少年労働力人口も昭和55年の699万人から昭和60年には728万人になると推定されている。

青少年労働力の需給関係については、昭和55年の新規学校卒業者の求人倍率は中学卒2.8倍、高校卒1.9倍であり、大学卒等についてもおおむねその就業機会が確保されている。今後においては、安定経済成長の下、雇用需要の増加にはそれほど期待できないものの、若年層の労働力供給については横ばい気味に推移するものと考えられることから、青少年労働力の需給関係には大きな変化はないものと考えられる。

最近の顕著な傾向として地域開発等に伴い青少年の地元定着が高まり、新規中学・高校卒業者の県内就職率の上昇、新規^{短期}大学卒業者の出身県へのいわゆるUターン就職の増加にみられるように、勤労青少年の地方定住が進み、労働力の流動性がこれまでより減少するものと考えられる。しかしながら、県外に就職する新規中学・高校卒業者が大都市及びその周辺地域に集中する基調は変わらないであろう。

勤労青少年のうち第3次産業に就業している者及び中小規模企業に就業している者は昭和55年でそれぞれ66.4%、61.7%であり、大きな割合を占めているが、今後とも第3

次産業や中小規模企業への就業が進むものとみられる。

18歳未満の年少労働者は、年々減少してきており、昭和55年で23万人である。一方、新聞配達等のアルバイト就業という形で、中学生・高校生が就業する場合が少なくない。

(2) 職場生活の動向

勤労青少年のうち、高学歴者の占める割合が高まり、労働市場における高学歴者の希少性が薄らいできている。

高学歴者はいわゆるホワイトカラー的な職種だけでなく、グレーカラー及びブルーカラー的な職種にも就業し、あらゆる産業、職種にわたり幅広い分野に就業しており、今後この傾向は変わらないものと考えられる。

また、技術革新の進展に伴い、労働生産性が向上し、特に第2次産業においては生産現場で作業の分業化、標準化が進んでいる。技術革新はまた、より高度な知識、技能を必要とする職種を出現させており、青少年の就業する職務内容の変化は続くものとみられる。

更に、労働時間等の労働条件に対する改善の希望を持った勤労青少年は少なくない。

また、学校卒業後かなりの期間にわたり、確固たる職業観に基づく安定した職業生活に至らない者、「生活目標がない、

「生活が空虚」と考える者が少なくないが、一方、職業を通じて自己実現等が可能な働きがいある職場を選択する傾向が更に強まると思われる。

(3) 余暇生活の動向

週休2日制を採用する企業が昭和49年の42.8%から昭和54年には46.1%と上昇し、今後労使の積極的な取り組みで、週休2日制の普及を中心として自由時間は増大するものと考えられる。

自由時間の増大は、勤労青少年が職場内外の生活において積極的、主体的に活動し得るようにし、その生活の充実を図るという意味で今後一層自由時間の意義は大きくなるものと考えられる。しかしながら、勤労青少年の自由時間の過ごし方をみると、全体としては、「テレビ・ラジオ」、「休養」等が多く、「スポーツ活動」、「ボランティア活動」等が少ないなど自己実現につながる積極的な余暇活動が十分に行われていない。これは欧米主要国において「社会的活動」、「スポーツ活動」等により積極的な自由時間を過ごす者が多いのに比較して著しい対照を示している。今後、我が国においても自由時間が増大することに伴って、積極的な余暇活動が増加するものと考えられる。

2 職業生活をめぐる諸問題

(1) 職場生活の問題

以前のような高度経済成長が望めず、人口の高齢化が進む中で、勤労青少年は、人生が長期化したことに伴い長い職業生涯を働きたい、生きがいを持ってたくましく生き、我が国社会を担う有為な職業人として積極的に社会においてその役割を果たすことが期待されるため、従来にも増して意欲的な職場生活を送ることが必要になってきている。

勤労青少年の職場生活を評価するため、その離転職の状況を見ると、新規中学・高校卒業就職者の離転職は極めて多く、最近の状況でも就職後3年間に中学卒で5割程度、高校卒で4割程度の者が離転職をしている。

勤労青少年の離転職は職業探索段階に特有な現象と考えられ、これがまじめで真剣な「やり直し」であれば問題とするに当たらないが、勤労青少年が安易に離転職を繰り返すことは、勤労青少年の職業生活にとっても、また、将来に向かつての生活設計のためにも好ましくないと考えられ、企業にとっても大きな損失と考えられる。

勤労青少年の離転職は、景気動向にも影響されるが、その多くは勤労青少年にとって働きたいのある職場であるか否か

などにかかわっており、今後、勤労青少年に対する社会的期待に応えつつ、安易な離転職を防止し、働きがいのある職場づくりを促進するためには、次のような問題に対処しなければならない。

第一は、職業選択の適正化である。勤労青少年の安易な離転職を防止するためには、青少年が職業に就くに当たり、確固たる職業観と職業選択のための十分な知識を持ち、職業について適性を見極めることが必要であるが、そのためには、関係行政機関等において適切な指導が行われなければならない。

第二は、職業・職場適応指導の必要性である。職業生涯の初期の段階にある勤労青少年にとって、職場生活は職業を自分のものとし、異なる世代の人間関係に対応するなど非常に緊張と努力を強いられる生活である。勤労青少年は必ずしもこれらについて十分対応できるような状況になつておらず、職業・職場適応指導の充実の必要性は依然として大きい。

第三は、職業能力の開発・向上のための教育訓練機会の確保の必要性である。勤労青少年が高度化・複雑化する産業社会の中にあつて、将来社会の担い手となつていくためには、学校教育段階における職業教育の充実と相まって自己の適性

と能力に応じて職業生活の基礎となる職業能力が習得できるよう適切な職業教育訓練の機会が確保されることが極めて重要である。

第四は、労働条件等の向上の必要性である。労働条件の向上が一般に進んできている中で、中小企業及び勤労青少年の就業が増えている第3次産業においては、労働条件面等での問題も少なくない。このため、今後とも労働時間の短縮や安全衛生対策の充実等に取り組んでいかなければならない。また、アルバイト生徒を雇用する事業主においては、これらの者が労働保護法規の適用を受ける労働者であるという認識が乏しいという問題がある。

第五は、勤労青少年の企業との一体感の変化の問題である。高度経済成長が始まった昭和30年代に生を受け、高度経済成長とともに成長した現在の勤労青少年は、核家族化の進行の中で親たちの甘やかしを受け、高学歴を享受し、苦労知らずの世代といつてよい状況にあり、中高年齢労働者に対する求人倍率よりはるかに高い求人倍率の下で就業している。このような状況の反映として、勤労青少年の企業に対する定着意識は低下しており、企業との一体感を次第に弱めているものと考えられる。

第六は、技術革新等勤労青少年の職場生活に影響を与えるさまざまな変化が進んでおり、企業の積極的対応が求められていることである。職場においては極度に管理化、能率化、分業化が進んできており勤労青少年の疎外感、孤独感を強める結果となっているが、これを防止する措置は十分とはいえない。また、企業活動の大幅な伸長が望めない中で、企業内で高年齢労働者の増加、勤労青少年の高学歴化等から人事の停滞等が大きな問題となりつつあるが、企業の人事・労務管理等の制度、慣行の見直しに当たっては、勤労青少年の仕事に対する意欲を阻害しないようにする必要がある。

(2) 余暇生活の問題

勤労青少年の充実した職業生活にとって、余暇活動がいかに展開されるかは人格形成の上からも重要な意味をもっている。

勤労青少年が希望する自由時間の過ごし方をみると、「教養を高めるため何かを学ぶ」、「スポーツ活動」等の希望が高い等余暇志向の積極化、多様化傾向がみられるが、現実には「テレビ・ラジオ」、「休養」等消極的に過ごしている者が多い。

心身の成長過程にある勤労青少年にとって、余暇活動は、

単なる疲労回復にとどまらず、人間性の発揮、個性の伸長など人格形成の上からも更にその充実が望まれる。今後、自由時間の増加が見込まれることから、適切な指導によって勤労青少年は積極的な余暇活動を行うようになると考えられるが、特に社会的連帯感を育てるため、勤労青少年の社会参加が要請されていることから、ボランティア活動等を促進することが重要な課題となろう。

今後勤労青少年が積極的余暇活動を展開するためには、次のようなことが問題点として指摘できる。

第一は、公共余暇施設の不足である。勤労青少年が日常生活の中で充実した余暇活動を展開するためには、身近にあって気軽に利用できる勤労青少年ホーム等の公共の労働福祉施設の整備とともに、地域に開放された施設の活用等も必要である。

勤労青少年が集中している大都市については、利用にかなりの費用を要したり、健全な余暇活動には必ずしもつながらない商業余暇施設が普及している反面、勤労青少年が自由に利用できる公共余暇施設は十分ではない。

また、大都市以外の地域においては、勤労青少年のスポーツ活動、文化・教養活動等に必要な施設が十分とはいえない。

第二は、勤労青少年ホームが地域における拠点施設としてその機能を十分に発揮していないことである。勤労青少年ホームが勤労青少年の余暇生活に関する多様なニーズを満たすためには、従来以上に広く地域の青少年及び事業場に対して積極的に相談・指導活動、情報提供活動や各種事業を実施するなどのサービス活動を展開することが必要になってきている。

第三は、勤労青少年のスポーツ活動の不足である。労働を取り巻く環境が複雑化している中であって、勤労青少年の健康問題に関連してスポーツ活動が大いに奨励されているところであるが、勤労青少年は、いまだ日常のスポーツ活動が十分でない。勤労青少年にとって、日常身近にスポーツに親しみ、体力づくりや精神的疲労の回復を図るのに役立つ気軽に行えるスポーツの振興が特に重要である。

なお、スポーツ活動を行う際には、それが真に健康づくりに役立つように十分配慮する必要がある。

第四は、勤労青少年の文化・教養活動等の不足である。長い職業生涯の初期の過程にある勤労青少年が、教養を高め、生活設計や生活向上に役立つ知識と技能を習得し、豊かな情操や人間性を培うことは重要であるが、必ずしもその機会が

十分に確保されているとは言い難い。

第五は、勤労青少年のクラブ活動への参加の不足である。勤労青少年がクラブやグループで健全な余暇活動を行うことは、仲間をつくり、自由時間を楽しいものとするのみならず、豊かな人間性を育て、社会生活への適応力を高める意味から極めて重要であるが、クラブ等に参加している者の割合は小さい。

また、中小企業に就業する勤労青少年にとって、同世代の仲間が「いない」、又は「少ない」という悩みが多いことからクラブ活動の意義は大きい。

第六は、勤労青少年によるボランティア活動等の社会参加活動の不足である。勤労青少年の自由時間における社会参加活動は極めて少ないが、今後、自由時間の増大に伴い、勤労青少年が職場生活以外にも社会的連帯感を強めるため、ボランティア活動等の社会参加活動の促進を図ることが必要である。

(3) 指導者の養成の問題

勤労青少年が、充実した職業生活を送り有為な職業人として健やかに成長する上で、勤労青少年関係指導者の果たす役割は大きい。

このため、企業や地域において、今後の社会の変化にも十分対応できる幅広い指導能力を備えた指導者を確保し、また、必要に応じ専門的な高度の指導能力を備えた指導者を確保することが望ましいと考えられる。しかしながら、このような指導者の養成は、いまだ十分行われているとは言い難い。

また、積極的に生きるという気風に乏しい一面があるといわれる勤労青少年に対して、勤労青少年の健全育成を目的とする民間団体の指導者は、公共施設や企業の勤労青少年指導者とは別の角度から指導できるという長所を持っている。したがって、これら指導者の一層の活用を図る必要がある。

(4) 国際化時代の問題

世界の各国が今後ますます密接な関係を深めていくものと予想される中で、我が国と外国の次代を担う青少年が相互に相手国の実情を広く理解し、協調と友情を持って関係を深めることは、我が国と外国の相互理解を促進する上でも、また、国際的視野を持った青少年を育成する上でも極めて有意義であると考えられる。

また、豊かな社会の中で育った我が国の青少年にとって、外国についての知識と経験を得ることは、積極的、意欲的な社会参加を促進し、我が国社会の活力維持につながるであろう。

う。このため、勤労青少年の国際交流の促進に努める必要がある。

第2 勤労青少年の福祉増進に関する基本的施策

1 勤労青少年福祉に関する気運の高揚

我が国経済の発展、国民生活全般の向上に伴って、勤労者の意識は、より豊かなゆとりある生活を求め高度化、多様化してきている今日、将来の社会と産業を担う勤労青少年の職業生活の充実と有為な職業人としての健やかな成長は、従来にも増して、国民各層から期待されるものとなっている。

このため、国及び地方公共団体は、それぞれの段階において、常に勤労青少年の実態のは握に努めるとともに、地域の特性、事業主その他関係者及び勤労青少年自身の意識、認識を十分考慮した効果的な方法により、事業主、勤労青少年及び国民各層に対して広報活動を展開する等きめ細かい啓蒙、指導活動を民間の勤労青少年育成団体の協力を得て今後とも行うものとする。特に、「勤労青少年の日」の事業等については、統一的な年間目標を強調しつつ実施するものとする。

2 職場生活の充実

勤労青少年が充実した職場生活を送るためには、職業に就くに当たり、職業に関する知識及び技能を習得する機会が確保され、その適性・能力等に合った職業を選択し、また、職場にお

いて、適正な労働条件及び職場環境の下で勤務に従事するとともに、能力開発の機会と職場参加の機会が与えられ、勤労青少年が充実した職業生活に対する展望と十分な意欲を持つことができるようにしなければならない。

このため、次の事項を中心に勤労青少年の職場生活の充実のための措置を講ずるものとする。

(1) 職業選択の適正化

勤労青少年が適正な職業選択を行うことは、充実した職業生活を送る上で最も基本的なことである。

このため、新規学校卒業者に対して、職業安定機関は、学校との連携を強化し、青少年が自己の有する適性、能力を正しく理解し、職業や職場に関する十分な知識を得て、自主的かつ積極的に適切な職業選択を行い得るよう、青少年及び関係者に対して職業情報、職業に関する調査研究の成果等の提供と職業指導、職業相談に今後とも努めるものとする。

なお、特に、大学卒業者に対しては、職業安定機関が需給状況のは握を行うとともに、「学生職業センター」等において大学の職業紹介業務に対して側面的に援助を行い、円滑な就職の促進に努めるものとする。

(2) 職業・職場適応指導の充実

職業安定機関は、関係行政機関、勤労青少年福祉推進者及び勤労青少年福祉員との連携を図り、事業場に対する職場適応指導の徹底など、勤労青少年の職業に対する適応性を増大させるための措置の充実に努めるものとする。

(3) 基礎的職業訓練の受講機会の確保

勤労青少年が充実した職業生活を送るとともに、産業技術の高度化、産業構造の変化、職業生涯の長期化等に円滑に対処できるようにするためには、自己の適性と能力に応じて職業生活の基礎となる職業能力が習得できるよう基礎的職業訓練の受講機会を確保することが重要である。

基礎的職業訓練の充実については、事業主の果たす役割が大きいので、体系的な基礎的職業訓練が実施されるよう事業主等に対する指導援助の強化を図るとともに、特に大企業に比べて職業訓練の実施体制の整備が遅れている中小企業の職業訓練を援助、助成するため、認定職業訓練に対する助成の強化、地域職業訓練センターの増設等に努めるものとする。

(4) 労働条件面の整備等

一般的に労働条件の改善が進んだ中で、今後勤労青少年の雇用の吸収が期待される第3次産業や労働条件の改善が比較的遅れている中小企業に対して、労働時間管理の適正化等を

中心にその労働条件面の整備に努める。また、アルバイト生徒を安易に使用している事業主に対しては、それら勤労青少年が適正な労働条件、職場環境等の下で使用されるよう指導に努める。

更に、作業環境の改善、安全衛生教育の充実、単調労働、交替制勤務についての配慮等の促進について、事業主に対する指導、奨励に努める。

(5) 意欲を高める制度、慣行の充実等

勤労青少年の高学歴化、企業における高年齢労働者の増加等に対応して、賃金制度や人事管理制度等の見直しをする際にも勤労青少年の働きがい損うことのないように事業主が配慮することを促進するとともに、職場における提案制度の活用等を通じて、勤労青少年の意欲的な職場参加を促進するよう指導に努める。また、意欲的な勤労青少年の育成のためには事業主の行う教育訓練の果たす役割が大きいことにかんがみ、勤労青少年を広い視野等を持った職業人として育成するような視点に立つて、その充実に努めることが要請される。

勤労青少年が企業外の学校教育、職業訓練の受講を希望する場合の時間、費用等の確保については、引き続き、事業主に対し受講のための配慮を行うよう指導し、併せて有給教育

訓練休暇の普及に努める。なお、各種教育訓練機関が働きながら学ぶ者への門戸開放を行うよう社会的気運の醸成に努めるものとする。

更に、技能に生きる勤労青少年が誇りと自信を持って働くためには、その経済的、社会的地位の向上を図ることが重要である。このため、従来に引き続き技能尊重の気運の高揚を図るものとする。

(6) 勤労青少年福祉推進者の業務の活発化等

勤労青少年福祉推進者は、企業において以上の施策を受けとめ、必要に応じ関係者と協力して業務を推進することが期待されるので、その職場適応業務の一層の活発化を図るものとする。

勤労青少年福祉推進者の選任については、選任すべき事業場における選任がほぼ終わったので、職場内における勤労青少年福祉対策を更に広く推進するため、従来の選任基準より勤労青少年の少ない事業場にも勤労青少年福祉推進者が選任されるよう、選任事業場の範囲を拡大する。

更に、連絡協議会の設置促進とその活用について必要な指導を強化するものとする。

(7) 勤労青少年福祉員の業務の活発化等

勤労青少年の離職率からみると、職場適応の問題は、中小企業の事業場に大きいものといえる。このため、労働時間の適正化、短縮等の労働条件の維持、向上、職場環境の整備、能力開発機会の確保及び福利厚生に関する事項に重点を置き、勤労青少年福祉員に対して活動指針を示す等、充実した指導を行い、中小企業事業場に対する職場適応業務の活発化を図るものとする。更に、連絡協議会の設置促進とその活用について必要な指導を強化するものとする。

3 余暇生活の充実

勤労青少年が活力に満ちた人間性豊かな社会の担い手として健やかに成育する上で、自由時間を有意義に過ごすことは重要である。したがって、勤労青少年の積極的な余暇活動の展開を図り、より充実した職業生活を実現するため、次の施策を推進するものとする。

(1) 公共の労働福祉施設の整備と運営の強化

日常生活圏内の公共の労働福祉施設として設置を進めてきた勤労青少年ホーム及び勤労者体育施設については、地域の勤労青少年数の動向や施設の設置状況等に配慮しつつ、今後引き続き設置に努めるものとする。

勤労青少年が集中している大都市は、商業余暇施設は多いが公共の労働福祉施設が必ずしも多くはないので、勤労青少年ホームの設置を促進するとともに、勤労青少年ホームと類似の公共施設との連携活動の強化を進めるものとする。

勤労青少年ホームの施設内容については、勤労青少年のニーズの多様化に十分対応し得るようにするとともに、勤労者体育施設との併設に努めるなど、スポーツ活動が十分にできるようにすることに引き続き重点を置くものとする。

また、勤労青少年ホームの運営については、広く地域の勤労青少年や事業主に対して各種の相談、指導、情報提供等を行うとともに、勤労青少年がスポーツ、文化・教養活動等を積極的に行うことを促進し、勤労青少年ホームが地域における勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に実施する拠点的施設として十分機能するよう配慮するものとする。

(2) スポーツ活動の振興

日常のスポーツ活動が十分展開されるためには、身近に利用できる施設の整備が重要であるが、気軽に行えるスポーツの機会を確保することが特に必要である。勤労青少年ホーム等において気軽に行えるスポーツ講習会の開催、スポーツクラブの育成、地域的スポーツ交流機会の設定等を促進し、併

せて健康づくり指導の充実に努めるものとする。

(3) 文化・教養活動等の振興

文化・教養活動等に関しては、従来勤労青少年ホームが果たしてきた大きな役割にかんがみ、勤労青少年の高学歴化等に配慮しつつ、更に充実した講習会等の開催を促進するものとする。

(4) クラブ活動の振興

勤労青少年が仲間づくりを進め、スポーツ、レクリエーション、文化・教養活動、ボランティア活動等の積極的な余暇活動を展開する上で、クラブ活動は有効な方法である。また、勤労青少年が協調性を身につけ、交友関係を広げる上で、クラブ活動は極めて重要な意義を有している。

このため、今後とも勤労青少年ホーム、民間の勤労青少年育成団体等に所属するクラブについて、積極的にその育成と活動の振興を図るものとし、必要に応じて指導・援助を行い、併せて勤労青少年が広く他地域の仲間とも交流するよう、クラブ相互間の交流を引き続き促進するものとする。

(5) 社会参加の促進

勤労青少年が有為な職業人として成育するためには、自己と社会との関連を見つめ、積極的に社会に参加することの重

要性を学ぶことが必要である。今後、自由時間の増大によって、勤労青少年は、自由時間内においても自主性ある社会参加が期待されるので、ボランティア活動等が積極的に行われるよう、必要な知識、技術等に関する講習会の開催等を促進し、気運の醸成を図るものとする。

4 指導者の養成の充実

指導者の養成は、今後とも長期的視野に立って一層組織的かつ計画的に行うものとする。

勤労青少年ホームの指導員については、単に勤労青少年の余暇活動に関する相談、指導能力のみならず、地域の実情に通じ多方面にわたる指導能力を十分に備える必要があることに配慮して、勤労青少年ホーム指導員の養成の充実に努めるものとする。

また、より高度の指導能力を備えた指導者の養成を目的として設置された勤労青少年指導者大学講座の充実に努めるものとする。

勤労青少年福祉推進者及び勤労青少年福祉員については、講習会、研究会等の充実及び開催の促進を図り、資質の向上に努めるものとする。

民間の勤労青少年育成団体の指導者については、国及び地方公共団体は、その資質の向上の機会を与えるなど、それらの指導者が充実した活動を行い得るよう指導、援助に努めるものとする。

更に、これら勤労青少年指導者等が効果的な活動を展開するため、地域において有機的な連携の強化を図るよう努めることとし、この場合、勤労青少年ホームがそのための場と機会を積極的に提供するなど必要な援助を行うよう努めるものとする。

5 国際交流の促進

国際化時代が急速に進展しつつある中で、勤労青少年を国際感覚豊かな職業人として育成することが極めて重要であるため、勤労青少年の国際交流を一層推進する必要がある。

勤労青少年の国際交流については、事業主の理解と配慮の下に、今後、リーダーに限らず、広く一般の勤労青少年の交流を積極的に促進するよう努めるとともに、日豪間で取り決めたワーキング・ホリデー制度の周知をはじめ、国・地方公共団体及び民間の勤労青少年育成団体等が実施する国際交流事業についてもこの趣旨に沿うよう配意するものとする。また、地域において、ワーキング・ホリデー制度、技術研修等で来日した諸外

国の青少年との交流を促進するよう努めるものとする。

